

## 第5回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和7年9月24日（水） 午後1時28分から
- 2 場 所 千葉県自治会館9階第1・2会議室
- 3 出席者  
委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、村尾 真一、  
戸澤 優之、高井則之、吉富 友恭、小倉 久子  
水 産 課 宮嶋課長  
篠原漁業調整班長、高橋技師  
漁業資源課 原課長  
赤羽資源管理班長、吉田技師  
水産事務所 銚子：末永所長  
館山：迫所長、小宮主査  
勝浦：荒井所長、庄司課長  
水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長  
事 務 局 永野副技監、高山副主査
- 4 議 題  
(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への令和8年度提案項目等  
について  
(2) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会に提出  
するブロック内照会事項について  
(3) その他

### 5 審議経過

#### 【永野副技監】

それでは、定刻前ではございますけども、皆さんおそろいですので、ただいまから第5回千葉県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

初めに、立岡会長から挨拶を申し上げます。

#### 【立岡会長】

本日はお忙しい中、また、暑さのほうは峠を越えましたけど、まだ暑い日が続いて

おります。こういう中、委員の皆様には第5回の千葉県内水面漁場管理委員会に御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

初めに、元委員の訃報について御報告をさせていただきます。第18期の期中であります平成23年7月から9年間にわたりまして委員を務められました野島幸治様が、去る9月2日に御逝去されました。

野島元委員さんは、千葉県内水面水産研究所長を歴任され、県退職後は、千葉県内水面漁業協同組合連合会の専務理事の要職に就かれ、当委員会の学識委員として様々な貴重な御意見をいただきました。当委員会からは、規定に基づきまして、親睦会から御香典をお供えさせていただきました。

私も、この7月に水産会館の中で、立ち話ですけれども、会話をさせていただきました。本当に急なことで、残念な気持ちでいっぱいでございます。謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日の委員会ですが、全国内水面漁場管理委員会連合会が、毎年、中央省庁に対して提案要望を行っておりますが、令和8年度向け提案書について御審議をいただくとともに、来月予定されております東日本ブロック協議会について内容が深まりましたので、その御報告と当委員会からの協議事項について御審議をいただくと思っております。

特に議題1の令和8年度向け提案書に関しましては、内容が多岐にわたりますことから協議に時間を要すると思っておりますけれども、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

#### 【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。会議に出席できない旨の連絡のあった委員は、大堀委員の1名でございます。

委員定数10名のうち、9名の出席をいただいておりますので、過半数以上の出席となりますので、漁業法第173条で準用する第145条の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条により、立岡会長にお願い

いたします。

**【立岡会長】**

それでは、議事を進行させていただきます。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条により、私の方から指名をさせていただきます。

出山委員様、小倉委員様、それぞれよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への令和8年度提案項目等について」を上程いたします。事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

**【永野副技監】**

資料の29ページ、右肩に参考と記載されている資料を御覧ください。

令和8年度全国内水面漁場管理委員会連合会、以下、「全内漁管連」とさせていただきますが、まずは全内漁管連の中央省庁に対する提案の全体の流れについて、御説明いたします。

全内漁管連から、まず素案が示されます。また、これに併せて現状を把握するためのアンケート調査が行われております。今回の委員会で御審議いただく内容が、この素案に対する意見やアンケート調査の結果となります。これを審議した意見について、所属するブロック協議会へ提出します。千葉県の場合は東日本ブロック協議会になります。

各都道府県から提出された意見を所属するブロック協議会において協議いたしまして、各ブロック協議会の開催県から協議結果を全内漁管連へ提出することになります。これをベースといたしまして、全内漁管連の中に組織されております「漁場管理対策検討会」で内容がもまれて、最終的に総会における提案書案として、来年5月頃に予定されております通常総会において決議され、その後、中央省庁へ提案する流れとなっております。

以上が全体の流れでございます。

続きまして、2ページに戻っていただきたいと思います。令和8年度の提案項目の全体的を説明させていただきたいと思います。

資料は、提案項目の骨子を示しておりまして、提案項目は今年度と同じ大項目の「Ⅰ 外来魚対策について」から、「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について」までの7項目となっております。それぞれの項目に2つから8つの小項目がひもづいて、計26の提案が示されてございます。

以上、手続の全体の流れと要望の骨子についての説明を終わります。

#### 【立岡会長】

ただいま事務局のほうから、中央省庁への要望の手続の全体の流れ等について説明がございました。

この後の協議の進め方ですけれども、まず、現状のアンケート調査結果について報告を受け、その後、提案項目について、内容が多岐にわたりますことから項目ごとに協議を行い、最後に追加すべき提案事項があれば、それにつきまして御意見を伺うという手順で進めてまいりたいと思います。

それでは、調査結果について事務局から報告願います。

#### 【高山副主査】

それでは、事務局からアンケート結果に関する報告について御説明いたします。委員会資料とは別にお配りしております、右上に資料1と書かれた令和8年度提案項目に係るアンケート調査結果について御説明いたします。

こちらは先ほど事務局から御説明させていただきました、全国内水面漁場管理委員会連合会から令和8年度提案書の素案と併せて、提案の参考とするためのアンケート調査の依頼があり、千葉県が各漁業協同組合に対して調査を実施し、取りまとめた結果になります。

まず「Ⅰ 外来生物について」ですが、①被害状況については、共同漁業権全15のうち、10の共同漁業権の漁協から特定外来生物の被害報告があり、そのほかの外来生物としてナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイなどの2種の報告がありました。

次に、2ページになりますが、②の把握している外来生物対策、課題等については、漁協等が駆除に取り組んでいるものの、コクチバスが上流のアユの釣りポイントにも見られる、チャンネルキャットフィッシュを採捕する際に漁具の破損被害があること、

また、ナガエツルノゲイトウについては、繁殖スピードが早く繁茂することで、外来生物の影響把握、駆除の妨げになっているなどの報告がございました。

③の再放流の禁止については、本県に現在のところ規制等はなく、④についても取組等はありません。

次に3ページ、「Ⅱ 魚病について」ですが、①の近年の発生状況等については記載のとおりとなっております。

②のKHV対策としては、現在、新しい取組等はありません。

次に4ページ「Ⅲ 鳥類による食害対策について」。こちらは①のカワウの実態把握についてですが、生息数が約8,000から1万羽で近年推移しており、一方で被害額については、約270万から470万に増加している状況でした。

②のカワウ対策の取組についてですが、国や県の事業を活用して、追い払いや銃器による駆除が行われているという報告がありました。

次に5ページですが、③の駆除等の成果については、各漁協からの複数回答として取りまとめていますが、一定の成果を上げているが、被害の減少には至っていない、効率的な駆除方法が確立されていないなどの回答がございました。

⑤の被害状況についてですが、4つの漁業権の漁協からカワウやサギ類等の被害報告がありました。

⑥のほかの業界と協力して行っている事例として、猟友会と共同で実施しているとの回答がございました。

次に6ページになりますが、「Ⅳ 漁場環境の保全及び啓発について」は、①の内水面漁業を取り巻く環境は、土砂の流入及び堆積や河川流量の変化、外来水生植物の異常繁殖、アシ等の異常繁殖による漁場の縮小、アシ原の繁茂による漁場へのアクセス悪化、水質の富栄養化などの問題のほか、そのほかの自由記載では、森林の保水力の低下などの回答がございました。

7ページ、③の河川工作物等については、魚道の機能不全などが問題とされております。

次に8ページになりますが、「Ⅴ ウナギの資源回復について」は、②のウナギの増殖指示量を達成できなかった場合の有無としては「あり」とし、指示量の見直しを行った旨を記載しております。

③の達成できない状況が続いた場合の対応としては、自由記載欄の記載のとおり、

見直しを検討する旨を記載しております。

次に9ページ、⑤の下りウナギ保護対策については、主漁場の利根川における取組を記載しております。

⑦の資源管理の取組での問題点や全国的な統一した規制の可能性等については、昨年度と同様の趣旨で、全国一律の規制ではなく、地域の実情に応じた取組を尊重してほしいこと、効果的な資源管理方策の研究と種苗生産技術開発等を継続してほしい旨を記載しております。

以上がアンケートの回答結果になります。

説明を終わります。

#### 【立岡会長】

ただいま事務局の方から報告、説明がございましたけれども、何かこの内容につきまして御質問等がございましたら、委員の皆様、お願いしたいと思います。高井委員さん。

#### 【高井委員】

最初の外来生物の表について伺いたいんですけども、2点ありまして、1つはソウギョに3件の回答があるということなんですけれども、ソウギョって問題化して以降は大分減少して、現在はほとんどいないと聞いていたんですけども、どこら辺にまだいるのかなというのが疑問としてあります。

もう一つなんですけども、ミシシippアカミミガメは5件あるんですけども、カミツキガメは0件ということで、カミツキガメの方は問題化して、千葉県さんの方でも、印旛沼流域でカミツキガメの駆除活動が行われていますが、そっちは全然問題じゃないけども、何でアカミミガメの方がそんなに問題なんですか。今の2点について教えていただければと思います。

#### 【立岡会長】

資源課か内水面研究所、いかがですか。では、漁業資源課からお願いします。

**【赤羽班長】**

まず1点目、ソウギョなんですけど、ソウギョについては県内では栗山川、佐原漁協から回答を受けております。利根川、栗山川の方で生息しているということになります。

**【高井委員】**

結構まだ数が残っているんですか。ソウギョはもう全国的に見てもあまり残っている湖沼、河川がないと聞いているんですけども。

**【赤羽班長】**

すいません、具体的なソウギョの生息密度については、資源課としては把握していない状況になります。

**【立岡会長】**

それでは、水産研究所お願いします。

**【内水面水産研究所】**

内水面研究所です。利根川や栗山川で魚介類相調査というのを実施している限りは、一応、最近捕まっていないので、私も被害というようなものがあるほどいるのかなというところなどは認識としてあります。

**【立岡会長】**

そうすると、県の方の調査だと捕まらないんだけど、漁協からのアンケート調査では出ている。若干そごが生じている状況だということですかね。

**【内水面水産研究所】**

はい。そんなに数としては多くはないけれども、漁業者の方々は、捕れたときに被害があると感じていらっしゃるのかなど、私もこの結果を見て思っているところなんです。

**【立岡会長】**

あと、アカミミガメについても、お願いします。

**【赤羽班長】**

ミシシippアカミミガメにつきましては、養老川、手賀沼、佐原漁協の方から回答いただいています。聞き取りでは、例えば数年前、放射性物質の検査を行うために検体採取する、調査で網を張ると、網の中にミシシippアカミミガメがかなり入るといふこと、あと、その漁場の見回りの中でもかなりカメが見られるといふことで、生息量は増加、横ばい傾向にあると感じているといふ聞き取りを受けております。

**【立岡会長】**

勝矢委員さん。

**【勝矢委員】**

我孫子手賀沼漁協の勝矢ですけども、船を出すとソウギョだと思ふんですけど、これも直接、あまりやったことがないので、魚種はよく分からないんだけど、とにかく川でぼんぼん跳ねるような、中国の写真なんか見ると、川をぼんぼん跳ねているような、ああいうような状況で、船を走らせると後ろでぼんぼん飛び跳ねて、船を操作していると、そこへぶつかってくるような、ちょっと細長くて硬くて臭くて。

**【高井委員】**

ハクレンですかね、それは。

**【勝矢委員】**

ハクレンなんだかソウギョなんだか、そういうような魚。だから、それをソウギョと言っているんじゃないかなと今、うちの方で。

あと、もう一つのミシシippアカミミガメなんかは、手賀沼の場合、放射能のセシウム検査をやるにしても何にしても、1週間も入れておくと上がらないくらい網の中に入っちゃうといふのと、近頃は、この時期には少ないですけども、タヌキ、ハクビシンが車にはねられるよりも、ミシシippアカミミガメが道路上を歩いていて、

それで潰されているのが多いような状況。うちも1キロぐらい沼から離れているんだけど、うちの庭へ来て産卵するような、そんなに増えています。そのような状況です。

**【高井委員】**

ありがとうございます。今の話を聞くと、ハクレンとソウギョを区別されていなくて、全部ソウギョにしたという感じもしないでもないですね。あと、アカミミガメとカミツキガメって、区別できているのでしょうか。

**【勝矢委員】**

全然違いますね。

**【高井委員】**

区別はされて、アカミミガメの方が圧倒的に悪いという感じなんですかね。

**【勝矢委員】**

カミツキガメは印旛沼さんの方で、手賀沼でも場所によっていたりいなかったりというような状況だと思うんですけど、ミシシippアカミミガメはお祭りで買ってきつやつが大きくなって邪魔になって捨てて、それが増えたような状況だから、結構繁殖力も強いし、増えちゃっていますね。

**【出山委員】**

印旛沼漁協の出山と申します。カミツキガメについては、印旛沼というよりは印旛沼に流入する、我々ホソと言うんですけども、細い川ですね。そういうところに穴を掘って繁殖している。それが多いんですね。今のミシシippアカミミガメは、それこそ今、手賀沼さんの方から話がありましたけども、ほとんど今、稲刈り後なんかは田んぼから道路に、やはりうちもそうですけど、歩いてひかれていているという。あれも小型のカメなんですけども、大きくなるとかなり大きいカメなんです。

【勝矢委員】

30、40センチぐらい。

【出山委員】

そうですね。大きいのは30センチぐらい大きくなる。ですから今、これを見ている、どこ行っても農道には車にひかれたカメをたくさん見ます。カミツキガメは今、言ったとおりホソの方で繁殖しています。これは卵を、聞きますところやっぱり10個か20個ぐらい産むデータもあるので、ですから繁殖力はかなり強い。状況としては、以上です。

【高井委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

ありがとうございます。どちらかという漁業に影響があるのはミシシッピの方との話がありました。印旛沼では全体としてはカミツキガメが大きな問題となっていますが、今回は漁業者の方のアンケートということで、漁業者サイドで感じている、受けていることではこういうことだというような整理で理解しているのかなと思うんですけど、いいですか。

【高井委員】

分かりました。どうもありがとうございます。

【出山委員】

アカミミの場合は結構、定置網に大量に入っている場合がある。もう持ち上がらないほど入っている場合もあるので。

【勝矢委員】

中の魚を食べちゃうんです。

**【出山委員】**

そう。中に入った魚を食っちゃうというか、漁師さんもそのまま上げて駆除すればいいでしょうけども、面倒くさいからそのまま放しちゃうので。

**【勝矢委員】**

中で死んじゃってて、臭くて上げられないっていうのもありますよね。酸欠になっていて。

**【高井委員】**

それはアカミミの方ですか。カミツキガメの方ですか。

**【勝矢委員】**

アカミミ。

**【高井委員】**

アカミミですか。

**【立岡会長】**

ほかにかがででしょうか。よろしいですかね。では、調査結果につきましては、東日本ブロック協議会宛てに提出をさせていただきたいと思います。

続きまして、全内漁管連から提示されております「令和8年度提案項目案」につきまして協議に入ります。

まず、「前書き」の部分について協議に入ります。事務局から説明を願います。

**【高山副主査】**

それでは、委員会の本資料に戻りまして、こちらの3ページを御覧ください。座って説明させていただきます。

3ページが提案項目の前書きの部分になります。この表の左側が令和7年度に提出した提案書の前文、この右側の欄が令和8年度の提案の素案の内容になっております。

まず、前年度の提案書から変更した箇所に下線が引かれております。強調して太字

で表示をされています箇所が、事務局の方で主に今回、御説明をさせていただく箇所ということで整理しております。

令和7年度の提案書、左側の欄を御覧ください。この前文の最初の3行について、こちらについては昨年度の委員会で、千葉県漁場管理委員会の方から、内水面漁業の理念ですとか仕組み等について、前書きに盛り込んだ方がいいのではないかという御意見がございまして、昨年度、委員会から意見を提出したところです。今回、令和7年度の提案書の前文の頭の太字になっている箇所が新たに追加された形で、提案が反映されたところです。それ以外については、令和7年度からの変更点としては、年度の時点修正のみで、あとは、下線部のところの細かな字句の修正があるのみとなっております。

説明については以上になります。

**【立岡会長】**

ただいま説明が終わりましたが、質疑に入ります。何か御意見、質問ございますでしょうか。よろしいですか。特にないようですので、前書きの部分の記述につきまして、意見集約を図りたいと思います。

全内漁管連から提示されております「前書き」について、特に当委員会として素案に修正を加えないということに関して賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

**【立岡会長】**

挙手多数ということで、素案に修正を加えないということで取り扱わせていただきます。

続きまして「I 外来魚対策について」、事務局の説明をお願いします。

**【高山副主査】**

外来魚対策について御説明させていただきます。委員会資料の4ページを御覧ください。

まず、外来魚対策の趣旨についてですが、外来生物による被害が続いている中、

漁業被害をもたらす新たな外来生物の侵入があること、漁協等が行っている駆除等も十分な成果が得られていない現状を踏まえ、引き続き提案をするといった内容になっております。

令和8年度提案趣旨の素案としては、文章の一部修正とアンケート結果に基づく被害件数等の時点修正が行われる予定となっております。

続いて5ページを御説明させていただきます。こちらの表の見方ですが、各提案の小項目ごとにこちらの表を作成しております。表の左上に①と書いているところがR7年度の提案、今年度に中央省庁に提出した提案書の全文になります。この提出した提案書を受けて中央省庁からの回答があったものが、表の右側の②の回答、状況等になります。

さらに、表の左下の③ですが、こちらがその回答を受けて、令和8年度に提出する提案の素案という形の資料構成となっております。

それでは、提案項目の小項目1から説明させていただきますと、まず、この5ページの1つ目の提案、提案項目の項目1ですが、こちらは外来魚の漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術の開発、また、漁協等が適切な対策を実施できるよう、柔軟に活用できる事業の予算の確保。新たに生息が確認され、今後、拡大が懸念されている種に対して、生息状況、生態調査、集中的な駆除を図ること。また、産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化を求めるものであり、これに対する国の回答としましては。

#### 【立岡会長】

すいません、このゴシックとアンダーラインの説明をしてください。

#### 【高山副主査】

失礼しました。アンダーラインにつきましては、先ほどの前書きと同じでして、アンダーラインの部分については前年度から変更された箇所になります。太字のゴシックで表示された部分については、文章が長いので、事務局の方で主に説明をする箇所に太字ゴシックで強調表示をさせていただいております。なので、この太字の部分を目で追っていただきながら、説明を聞いていただければと思います。

では、国の回答の方から改めて御説明させていただきますと、まず農水省の回答と

しましては、外来魚等の生育ステージや魚種などに合わせた駆除対策というものを4冊のマニュアルにして作成をしているというところと、今後の拡大が懸念される種や条件付特定外来生物については、水産被害を把握し、また、必要な対策を検討していく。また、産業管理外来種については、移植の禁止等、措置が行われていると承知している。水産庁、環境省それぞれのホームページで発信をしており、今後も必要な予算確保に努めていくというような回答がございました。

また、国交省からは、「河川水辺の国勢調査」というものを実施しており、これを通じて外来魚の生息状況の把握に努めていくという回答がございました。

また、環境省からは、オオクチバスの防除の手引きを作成しており、平成26年に改訂した。また、「オオクチバス等に係る防除の指針」について、外来生物法の改定等の動向等を踏まえまして、今年の4月に改訂した。また、今後、生息の拡大が懸念されるコウライオヤニラミについては、現在、特定外来生物の指定に向けた検討を進めている。昨年の環境省調査で新たに利根川水系における生息が確認されたところ。また、ミシシippアカミミガメ等の条件付特定外来生物については、防除の手引や防除マニュアルを作成し、技術的な支援を行っているというような回答がございました。

これを受けて、左側の③令和8年度の提案素案については、重点項目として、令和7年度と同文で提出するという案が示されております。

次に、資料6ページ、項目2について御説明いたします。こちらは外来生物の密放流禁止の周知啓発を強化することと、取締りの強化、これらに関する予算を十分に確保することを求めておりました。

これに対する中央省庁の回答としては、農水省からは、特定外来生物を許可なく放流した者に対して、当該生物の回収を命ずることができる旨の措置を講じている。また、今年4月に環境省と連名で「オオクチバス等に係る防除の指針」の改訂を行った。密放流については、一般国民からの情報提供により得られることが多いことから、水産庁ではリーフレットをリニューアルし、イベントや講習会、全国の釣具店で配布を行っている。また、被害対策への継続的な支援ができるような必要な予算確保に努めていくとの回答でした。

環境省からは、環境省が防除を実施している湖沼については、監視カメラ、注意看板の設置を行い、普及啓発を行っている。また、警察の協力体制確保、また、地方

公共団体や民間団体等と連携して普及啓発に努めていく。地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いするというような回答がありました。

次に、項目3になりますが、漁業権が設定されていないダムやため池等については、管理者に対して外来生物等の駆除、発生の抑制に取り組むよう促すことを求めるという内容になります。

これに対する国の回答は、農水省からは、外来魚の防除対策を取りまとめたマニュアルの幅広い関係者に対する周知を進めていく。国交省からは、河川管理上、支障がある場合は、外来生物を防除、除去したりしている。また、看板を設置したり、外来魚を回収するボックスを設置、また、学習会を実施しているとの回答がございました。

外来魚に関する項目については、説明は以上になります。

#### 【立岡会長】

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。吉富委員さん。

#### 【吉富委員】

5ページですけれども、国交省のコメントとして4行ぐらい書かれているんですけど、水辺の国勢調査は、この春に過去のデータを集計して、全国的な傾向を示して、いろんな知見が得られていると思うので、国交省のほうからもう少し内水面漁業に関わる情報を回答いただけないかなと思ったんですけども、この辺りはいかがでしょうか。

#### 【立岡会長】

県の方いかがですか。国交省の方から何か情報が来ているのか確認したいんですけど。資源課、お願いします。

#### 【赤羽班長】

漁業資源課です。国交省の方からは、この調査に関わる結果について情報は受けておりません。

**【立岡会長】**

受ける予定はありますか。場合によっては、今、来ていないとすれば、求めていってもいいんじゃないかなという御意見だと思うんですけど。

**【漁業資源課】**

今後の結果の公表について、確認していきたいと思います。

**【立岡会長】**

せっかく国の方でやっている調査なので。

**【吉富委員】**

そうですね、5年ごとにずっとやってきたデータがこの春に集計されて、全国的な傾向が示されて、一般の人も確認できるようになっていますので、何かこの内水面漁業に関わるところが、この4行だけじゃなくて、水辺の国勢調査をずっとやっているというのは以前から知って、何か今回については具体的な回答をいただけるのかなと思います。

**【立岡会長】**

令和8年の提案要望ということではないですが、施策を展開していくに当たって、せっかく国の方でこういった国勢調査をやっているということなので、反映できるところは反映していただいた方がよろしいかなということもありますので、情報を集めていただければと思います。それがまとまりましたら、今、吉富委員さんからお話もありましたので、この委員会の方にもフィードバックしていただければなと思います。お願いします。

小倉委員さん、いかがですか。

**【小倉委員】**

今のお話ですけれども、もう既に国交省のホームページで公開されておりますので、詳細な報告書も含めて公開されておりますので、こちらからそれを見て、見た上で国交省に注文を出すとかの方が、より効果的かなと思います。

【立岡会長】

国交省はオープンにしているという話ですね。

【吉富委員】

はい。もうすでに公表して、私も見ております。

【立岡会長】

では、それも含めまして県の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにかがでしようか。よろしいですか。

では、私の方から1点だけ、すいません。外来魚については、先ほどのアンケート調査、最初の資料1ですか、別冊にありましたけれども、外来魚駆除の実績がございましたけれども、なかなか漁業者の方々も高齢化が進んでいますし、人数も少なくなってきたということもあります。また、漁協の経営も厳しいということもあるので、やはりやれる範囲は限られていると。漁業者だけで外来魚対策をするというのは実際は難しいというふうに感じているところです。今回、国に対する要望ということになってはいますが、県においてもどうやったら駆除が進むのか、県も併せて検討を、これはお願いですけれどもよろしくお願ひします。

ほかによろしいですかね。なければ質疑を終了しまして、意見の集約をしたいと思ひます。全内漁管連から提案されております素案に修正を加えないということで取扱うことに関しまして、賛成の方は挙手をお願ひしたいと思ひます。

(挙手全員)

【立岡会長】

挙手全員ということで、この素案には修正を加えないということで、全内の方に回答をさせていただきたいと思ひます。

続きまして「Ⅱ 鳥類による食害対策」について、事務局の説明をお願ひします。

【高山副主査】

それでは、委員会資料の7ページを御覧ください。7ページの左側の令和7年度提案

書の欄を御覧ください。

まず趣旨になりますが、趣旨としては、鳥類の食害ということで、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ、効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、カワウの食害はますます深刻な問題となっている。また、サギ類・カモ類の食害も多発しているということで、効率的な食害防止手法の開発と広域的な対策の実施が不可欠であるということで、各提案項目の趣旨の内容となっております。

続いて、令和8年度の提案素案につきましては、右側の欄になりますが、趣旨としては下線部のところが変更箇所になりまして、年度の修正、また、アンケート結果に基づいて、共同漁業権数、被害件数等を修正するというような内容となっております。

次に資料8ページになります。こちらの内容は項目の1つ目になりますが、こちらはカワウについてということで、「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」という目標は達成できなかったということで、その達成期限が令和10年に見直された。これまで判明してきた課題として、銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木の伐採などへの対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れて、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進することというような形で国に提案したものになります。

これに対する国の回答としましては、農水省からは、令和6年度からの「カワウ被害対策の考え方について」をまとめて、令和6年5月に公表した。銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証や、被害防止のための石倉設置等を推進している。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」の一部が改正され、これまで銃器による駆除が困難とされていた場所においても、銃器による駆除が進むことを期待しているとの回答でした。

環境省からは、カワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標年度を令和10年度までに延長した。具体的な取組としては、シャープシューティングによる集中的かつ効果的な親鳥捕獲の実施、銃器使用が困難な場所での捕獲技術の開発・実証、ドローンによる孵化抑制や巣立ち雛捕獲などの取組により達成を図ることとしております。令和5年度から滋賀県と連携して、シャープシューティングによる捕獲手法の検討を行うためのモデル事業を実施しているとの回答がございました。

次に、9ページの項目2に移ります。こちらはサギ類の食害ということで、サギ類の

生息状況について把握すること、また、効率的な防除対策を実用化し、導入推進を図ることを求めています。

この項目に対する国の回答としましては、農水省からは、効果的なカワウ被害対策の一環として、その手法を取りまとめているということで、その手法がサギ類等にも活用可能であると考えているという回答でした。

環境省からは、アオサギは全国的に分布が拡大する一方で、コサギ、アマサギの分布は縮小しているというような回答でございました。

次に、項目3についてですが、カワウ・サギ類の食害について、漁協等が行う駆除や追い払いなどの支援事業の予算を充実させることを求める内容になっています。

これに対する国の回答としては、農水省からは、内水面漁業関係者が行う駆除、追い払い活動に対しての支援を行っている。また、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.7億円を措置しているということで、今後も必要な予算措置に努めるというような回答でした。

環境省からは、水産庁が行っている事業に対して技術的側面で連携しながら対応を進めていくという回答でした。

項目2と項目3については、令和8年度の提案素案については、令和7年度と同文という形で案が示されております。

以上で鳥類による食害対策についての説明を終わります。

#### 【立岡会長】

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か御意見、御質問ございますでしょうか。高井委員さん。

#### 【高井委員】

サギ類の食害について教えていただきたいんですけども、特に問題視されているのはアオサギなのかなと思うんですけども、ただ、アオサギはカワウと違って魚専門ではなくて、魚も食べるけれども、カエルとかそういう陸上の生き物とかも食べるという感じで、魚に対する影響は評価しづらい部分もあると思うんですけども、実際そこら辺の定量的な評価がなされた上で問題化しているんですか。

**【立岡会長】**

サギに関しては、千葉県では特に問題になっているという認識にあるのかどうか。資源課、お願いします。

**【赤羽班長】**

千葉県の管内漁協からサギ類に係る被害について、問題としている事例はありません。

**【立岡会長】**

私も聞いたことないなと思ったんですけども、サギについて全国で何県からこういう話が来ていますか

**【粕谷会長代理】**

粕谷です。サギはカワウと違って手法が違うんです。カワウは毎日追い回すんですよ。サギはその追い回したものを黙って横取りするんです。ああいうのはやっぱり全然、取り方が違うから、私は10日ぐらい前にウナギの放流もやったんですが、見ている前でアオサギにウナギをばくっとやられたんです。カワウに追い回されたアユはぐるぐる回っているから、アオサギの足元に来るからばくっとやるんだけど、あれはやっぱり取り方が全然違うから、実際問題はカワウのような目立ったほどではないけど、相当被害が私はあると思います。そういう点は戸澤さん、どうですか。

**【戸澤委員】**

被害状況がどの程度になるかというのは把握していません。カワウの場合は駆除したカワウを見れば相当の数の魚を食べますので、その被害は何となく分かりますけども、サギ類が実際どの程度被害があるかというのは、ちょっと分からないですね。

**【粕谷会長代理】**

どのくらい飛来して被害があるのかというのは分かりにくい。

**【立岡会長】**

飛来しているものなんですか。

**【粕谷会長代理】**

そうです。ただ、川の中でぼーっと待ってる。それで、カワウがその前を追い回すと足元にくる。だから、数そのものはカワウのような派手な状態じゃないから分からないけど。

**【戸澤委員】**

基本的には湖の真ん中に、アオサギにしろほかのサギもいないので、足がつくところにしかいないので。

**【高井委員】**

だから、魚も食べる鳥について、どの程度、何するかというのも基準がないとあれだなど。

**【粕谷会長代理】**

先日ちょっとそういうウナギの放流のときに橋の上から見たら、橋の下でウナギをやられたから、がっかりしちゃった。そういうことはやっぱりあるね。

**【立岡会長】**

県の方でも定量的なところは押さえていないということですね。

**【赤羽班長】**

サギの定量的な被害については把握していない状況です。

**【立岡会長】**

カワウが前面に出ている話であって、あまりサギの話は私も実はすいません、認識はなかったんですけども、今後いろいろな調査の中でカワウだけじゃなくて、今サギという話もありましたので、もう少し幅広に確認していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。提案自身についてはよろしいですか。

特になければ質疑を終結しまして、意見集約を図りたいと思います。

全内漁管連から提示されております素案に修正を加えないということでよろしいという委員の方につきましては、挙手をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、素案には修正を加えないということで回答をさせていただきます。

続きまして「Ⅲ 魚病対策について」、事務局よりお願いします。

**【高山副主査】**

資料10ページの「Ⅲ 魚病対策について」を御説明させていただきます。

こちらの魚病対策につきましては、アユでは冷水病の被害が後を絶たない状況であるということと、エドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているという状況。また、コイヘルペスウイルス（KHV）の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状態が続いているという背景から、魚病対策についての提案を行うというような趣旨になっております。令和8年度の提案素案についても、全内漁管連の素案としては、令和7年度と同文ということで案が示されております。

次に資料11ページになります。こちらは各小項目になりますが、まず項目1については、アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。また、基本的手法として環境DNA解析などの手法を確立し、全国河川における調査を実施することを求める内容になっています。

これに対する国の回答としましては、農水省から「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、蔓延防止及び養殖場における疾病被害の防止の取組を講じているということで、冷水病については、ピークの平成13年から15年の頃と比べて、現在は発生が下げ止まっていると承知している。また、エドワジエラ・イクタルリ症については、発生状況を注視しており、毎年調査を実施しているということでした。また、この病気については、魚類防疫技術書として取りまとめてホームページに公表していると

いう回答でした。また、環境DNA解析については、手法の合理性や効果的な実施方法について、関係県と議論を深めていきたいという回答でした。

これに対して、令和8年度の提案素案については、こちらの項目を重点項目として、文章としては、令和7年度と同文ということで案が示されております。

次に項目2についてですが、令和7年度の提案としては、KHV、コイヘルペスウイルス病については、既発生の公共水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除するための基準というのを国に示すよう求めるものになっております。

これに対する国の回答としては、農水省からは、KHV病の発生件数については、確認された当時と比較して大幅に件数が減少しているという回答でした。また、既発生水域の養殖場から、そのほかの養殖場や加工場へ804トンの食用コイが移動したことを把握しているとの回答でした。また、水産技術研究所の中で「コイ放流試験技術連絡協議会」を設けて、データ収集のため、関係県による未感染コイを用いた既発生河川での暴露試験を行っているということで、こちらの試験の状況を注視しながら取り組んでいきたいという回答でございました。

これを受けて、③の令和8年度の提案の素案については、こちらは令和7年度と同文ということで案が示されております。

次に12ページになります。項目3になりますが、こちらは主にワクチン開発に関わることとして、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ないということで、効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めるということから、引き続き効果的な医薬品開発を求めるといったような内容になっています。

これに対する国の回答は、農水省からは、水産用医薬品の開発、実用化を促進するため、引き続き「水産防疫対策委託事業」ほか各事業により支援してまいりたいとの回答でございました。

令和8年度の提案の素案としては、こちらでも令和7年度と同文の案が全内漁管連から示されております。

魚病対策についての説明は以上になります。

#### 【立岡会長】

事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。高井委員さん。

【高井委員】

すいません、コイヘルペスについて教えていただきたいんですけども、こちらのほうの最初に説明していただいたアンケート調査の3ページのところで、コイヘルペスが令和4年度1件で、令和6年度3件、発生が確認されているということですけども、この発生した私有水面というのは、どちらも養殖場という理解でよろしいのでしょうか。

【立岡会長】

漁業資源課、お願いします。

【赤羽班長】

令和6年度につきましては、個人宅2件、養殖場1件、いずれも私有水面になっております。

【高井委員】

ありがとうございます。養殖場1件ということですけども、その養殖場でコイヘルペスが確認された場合に、それは出荷差止めなりの処置はなされているのでしょうか。

【赤羽班長】

法律に基づいて、殺処分等の蔓延防止の措置を図っているところです。

【高井委員】

その池のコイは全部殺すみたいな形になっているんですか。

【赤羽班長】

そのとおりです。

【高井委員】

どうしていまだにコイヘルペスは私有水面では出続けるんですか。

**【立岡会長】**

水産研究所の方で補足をお願いします。

**【藍内水面水産研究所長】**

内水面水産研究所です。今、コイヘルペスが発生しているのは私有水面ということで、千葉県の場合もそうなんですけど、全てニシキゴイの愛好家とか、ニシキゴイの養魚場さんなんです。

ニシキゴイは、ずっとそういったコイヘルペスが出ないように、すごく厳しいことをやっている一方、個人宅の方もいて、そこら辺のところでやっぱり甘さがあるというか、移動させたりもたまにありますので、そういうところからもしかするとコイが、例えば千葉県もほかの県から買っていたりもしますので、そういうところから入り込んできているのかなとは思っていますが、詳しいところは分かっていません。

ただ、全てニシキゴイの関係で発生しているというのが現状です。

**【高井委員】**

ありがとうございます。個人宅から養殖場に個体のやり取りみたいなのはないんですよね。何で養殖場の方で発生するんだろうなど。厳格な管理が行われているにも関わらず。

**【藍内水面水産研究所長】**

令和6年度も、もともと個人宅の方で発生して、それで我々常に原因は何かということで調べるんですけども、ある千葉県の業者から買ったコイだということで、その業者さんのところも調べたところ、発生した池はやっぱり陽性だということで、先ほど話あったように全て殺処分というような対応を取りました。

**【高井委員】**

その池に持ち込むのは何か。一説には鳥が糞で運ぶとか、そういう説もあるみたいなんですけども、そういう可能性が考えられるんですかね。

**【藍内水面水産研究所長】**

はい。以前も千葉県のニシキゴイの養魚場さんで発生したこともあって、その方はすごくしっかりやっていて、私もそれを知っているんですけども、今、ニシキゴイは基本最初、野池で飼うんですよね。野池はやっぱり飛来も、もちろん網はかけてありますけれども、絶対に外部からということ完璧に遮断できるというような状況でもないの、水を介してヘルペスというのは移りますので、そういったところから一部たまたま入ってしまって感染したのではないかというふうに推測しているところです。

**【高井委員】**

外部の生物によってウイルスが持ち込まれるみたいなものに対する対策は、農水省とかの回答にはあるんですか。

**【藍内水面水産研究所長】**

国のほうでは野池、外部から入らないように防鳥ネットとか、それを設置するようには指導しているし、我々もしていますけれども、それ以上のことはしていない状況です。

**【高井委員】**

ありがとうございました。

**【立岡会長】**

ほかにかがででしょうか。よろしいですかね。ないようですので、意見集約を図りたいと思います。

全内漁管連から提示がありました素案に修正を加えない、異議ない旨に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、素案に修正を加えないということで回答をさせていただきます

ます。

続きまして「IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について」、事務局よりお願いいたします。

#### 【高山副主査】

それでは、資料の13ページを御覧ください。着座で説明させていただきます。

「IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について」ということで、まず趣旨についてですが、令和7年度の提案書については、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠である。また、啓発の面では、教育基本法の教育の目標一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されているということもありまして、また、「内水面漁業の振興に関する法律」にも河川湖沼の保全に関する内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要だということ、この提案項目を提出するという流れで作成されております。

令和8年度の提案素案については、令和7年度と同文の案が示されております。

14ページを御覧ください。左上、項目1についてですが、近年の気候変動の影響等で、大規模な災害が発生しているというところですが、災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を求めるところと、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと、また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等、水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくことを求める内容になっています。

こちらに対する国の回答ですが、農水省からは、土地改良事業により魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めている。また、都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っているという回答です。また、今後とも水生生物の生息に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行いながら、これらの取組を進めるというような回答でした。

国交省からは、治水計画を過去の降水実績に基づくものから、近年の気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに見直しているところ。また、大規模災害に強い川づくりを進めていく。また、河川整備及び改修の実施に当たっては、魚類にとって良好な河川環境となるような多自然川づくりを推進していくというような回答でございました。

令和8年度の提案素案につきましては、こちらは引き続き重点項目として、令和7年度と同文の案が示されております。

次に項目の2についてですが、こちらは湖沼内の樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源涵養林等の整備、また、林業関係者への指導・啓発等を求めるものです。また、河川の適正流量の算出方法については、生活史全般に配慮するよう適宜見直しを検討するよう求めています。

こちらの項目に対する国の回答ですが、まず農水省からは、林野庁では保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じているところ。また、森林整備や土砂の崩壊・流出、流木の発生を抑えるための予算措置をしているという回答でした。また、林野庁と水産庁が連携し、上流域等において森林整備・保全を行う「漁場保全の森づくり事業」に取り組んでいる。また、市町村森林整備計画による重視すべき機能に応じたゾーニングを図り、適正な造林・保育・伐採等の森林施業を確保しているところ。また、森林が有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいる考えという回答がありました。

国交省からは、望ましい流量の確保については、「河川流況モニタリング」を継続的に実施している。流量の正常な機能を維持するための補給のほか、水利用の調整等を行っている。洪水調整に支障を及ぼさない範囲で、弾力的な水量調整の運用を実施しているという回答でございました。

令和8年度の提案素案については、こちら重点項目を継続としまして、文章としては令和7年度と同文の案が示されております。

15ページ、報告3についてですが、こちらは環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料、除草剤等についてですが、国は水生生物への影響を調査評価するとともに、実効性のある対策を速やかに講じることなどを求めています。

これに対する国の回答としましては、農水省からは、被膜肥料については流出実態調査を実施したところであり、JAなど農業団体等において様々な現場指導が現在、行われているところ。被膜殻の流出防止に向けた技術に関する実証を支援し、指導の強化に向けた対応を進めているところという回答でした。また、全農等の肥料関係団体では、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業にすることを目標としており、国としては現場の取組を後押ししていきたいという回答でした。

農薬については、環境省からは、農薬ごとに魚類、甲殻類、藻類等の生活環境動植物への影響について科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めている。既に登録されている農薬については、再評価を順次進めているところ。また、被覆肥料については、マイクロプラスチックが環境中に流出してしまうと回収が困難であることから、河川・湖上におけるマイクロプラスチックのガイドラインの策定、水生生物への影響のリスク評価手法の検討を行っていく。また、実態の把握や代替素材の開発や、マイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めていくという回答でした。

令和8年度の提案素案としては、令和7年度と同文の案が示されています。

資料16ページになります。項目4ですが、ミズワタクチビルケイソウなどの藻類の異常繁殖についてですが、異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発、また、防除対策を講じることを求めています。

これに対する国の回答ですが、農水省からは、殺藻手法・判別手法の開発や外来魚対策マニュアル等に取りまとめ、令和6年2月に公表した。

国交省からは、ナガエツルノゲイトウ等については、「地域と連携した河川における外来植物対策のハンドブック」の増補版を令和7年4月に公表しているという回答でした。

環境省からは、こちらも「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」が令和5年3月に更新されたということで回答があります。

こちらの項目の令和8年度の提案素案ですが、こちらも令和7年度と同文という形で案が示されております。

次に資料17ページ、項目5についてですが、こちらは多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、漁業のみならず生態系に及ぼす影響について積極的に啓発活動を引き続き展開していくということと、効果的な体験学習や学校教育を推進すること。また、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備、河川の利用マナー徹底について実効性ある対策を講じることを求める内容になっています。

これに対する国の回答としては、農水省からは、水産庁では「漁場生産力・水産多面的機能強化発揮対策事業」により、河川清掃など環境保全活動を支援していく。児童生徒を対象とした自然体験学習やシンポジウム等を開催するなどし、水産多面的機能の重要性について普及啓発に努めていくという回答でした。

国交省からは、水生生物調査や水質調査等の現地学習を実施しているということと、子供たちが河川で学ぶ機会を創出できるように取り組んでいる。河川の利用マナーについては、立札による啓発や河川巡視等による対策を行っているという回答でした。

環境省からは、様々なフォーラム、イベント等の開催や、普及啓発ツールの作成等を通じて情報発信に努めているところ。令和7年3月に「外来種被害防止行動計画第2版」を策定したということで、普及啓発に取り組んでいる。また、環境省のウェブサイトやSNSなど、多様なメディアで発信を現在行っているということでした。

こちらの項目については回答が次ページまで続いていますので、18ページを御覧ください。上段は前項の続きでして、文科省からの回答になります。

文科省からは、「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」及びその基本方針に基づき、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組んでいるところ。基本方針が令和6年5月に改正され、自然体験活動の重要性について改めて強調しているという回答がありました。

次に項目6、濁水現象が発生するダムについてですが、放流水の濁度の基準化を行うとともに、濁水の下流河川への影響が長期化しないように対策を講じること。また、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を行うよう求める内容になっています。

こちらの内容に対する国の回答ですが、農水省からは、下流河川への放流に当たり、定期的な濁水調査を行うとともに、選択取水等を行ってきているところという回答でした。

国交省からは、先ほどもほかの項目で説明がありましたが、「河川水辺の国勢調査」等においてモニタリングに努めているという回答でした。

令和8年度の提案素案については、令和7年度と同文の素案が示されております。

資料19ページになりますが、こちらがアユについて、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、アユ仔魚の生残・生育と環境要因の調査分析を行って、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めることを求める内容になっています。

こちらに対する国の回答では、地球温暖化による影響も踏まえ、河川環境や遡上魚量予測技術の開発を進めているというような回答がございました。

令和8年度の提案素案につきましては、令和7年度と同文の案が示されています。

項目8の気候変動が内水面漁業に与える影響についてですが、その適応策について検討を進めることを求める内容になっています。

こちらの国の回答ですが、環境省からは、おおむね5年ごとに環境変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとして、直近では令和2年12月に公表されている。農林水産業への影響については、科学的知見の収集・整理を行っているところという回答でした。

こちらの項目の令和8年度の提案素案は、令和7年度と同文の案が示されております。IVの河川湖沼の環境の保全及び啓発についての説明は以上になります。

**【立岡会長】**

ただいま事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か御意見、御質問いかがでしょうか。吉富さん。

**【吉富委員】**

17ページですけれども、主に内水面漁業の普及啓発活動のところで、環境省の回答を見ますと、あまり河川湖沼や水生生物に関することが記されていないように思うんです。それで、これはどの部局に絡む回答でしょうか。これは自然環境局かなと思うんですけど、例えば水・大気環境局でしたら、水辺の環境活動ということで、今年度からすごく取組を広げていくような動きがありますし、何かそのようなところが漏れているような気がしたんですが、いかがでしょうか。

**【立岡会長】**

事務局の方いかがですか。

**【永野副技監】**

これは全内漁管連が各中央省庁に要望書を手交したときに担当者に来ていただいて、意見交換をしているものから抜粋しているものだというふうに伺っていますので、今、御質問のあった、どこの部局がそのとき出席していたのかによって、色合いが変わってきてしまう可能性はあるのかなと思われそうですけれども。

**【吉富委員】**

コメントしたかったのは、この中の記載があまり水辺や湖沼とか水生生物に関する記載ではないので、きちんと水辺を対象に活動している部局の意見を回答いただく。この普及啓発活動に関しては、そうすべきかなというコメントです。

**【永野副技監】**

分かりました。全内漁管連の方に当日の環境省の側の部局が、どの部局が出席したのかという確認をさせていただいて、その上で水生生物のことにに関して触れていなかったのかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

**【立岡会長】**

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

私の方から1点。15ページの環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された肥料や除草剤の関係です。これに関して要望書では、国は調査評価するとともに、実効ある対策を速やかに講じることと書いてあるんですけど、回答を見ると、国が主体となってやっている感がないなど。要は業界がやっているのをただ後ろから応援するぐらいの話かなと。全然、逼迫感がないと思っています。

今回の水産白書を私、確認したんですけど、この手の記載は一切ありません。プラスチック被膜の話で肥料とか除草剤とか、これは内水面だけでなく海面においても影響が心配されているところであり、業界団体ではなくて国が主体になるべきだということ、もう少し強く求めていくべきではないかと個人的には思っています。今日、皆さんに修文のお諮りをしたいなと思っています。

いかがでしょうか。今、案文は用意していないんですけども、国が主体となるべきだということを強く押し出すべきだという話を、次回開催する東日本ブロック協議会の方で提案したいと思います。もしそれでよろしければ、その方向で進めたいと思いますけども、意見集約させていただいてよろしいでしょうか。

**【粕谷会長代理】**

はい。

【立岡会長】

ありがとうございます。では、今、申し上げましたけれども、一部修正で回答してよろしいか。また、具体の修文につきましては、回答期限まで時間がないので、私と事務局に一任させていただくということでよろしいかどうか、賛成していただける方は挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(挙手全員)

【立岡会長】

では、全員ということで、そういうことで行わせていただきたいと思います。

では、次に移ります。「V 放射性物質による汚染対策について」、事務局からお願いします。

【高山副主査】

それでは、資料の20ページを御覧ください。着座にて説明させていただきます。

Vの放射性物質による汚染対策についてということで、こちらが令和7年度の提案の趣旨になりますが、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認されており、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期にわたって漁業、遊漁が制限されることから、漁協経営に大きな影響を受けているということで、各提案項目を提案する内容の趣旨となっております。

こちらの令和8年度の提案素案については、令和7年度と同文の案が示されております。

資料21ページを御覧ください。まず項目1ですが、こちらは河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることを国民に周知することを求めるものになります。こちらは重点項目ということで、令和6年度から7年度にするに当たって、「(2→1)」と書かれているものは、項目の順序を入替えて重点項目とされたということになります。

こちらの提案に対して国の回答としては、農水省からは、河川や湖沼における水産物中の放射性物質の濃度は、時間の経過とともに減少しているというのと、検査

結果も検出限界未満である旨の周知を行っているという説明がありました。

環境省からは、河川・湖沼については、一般的には水の遮蔽効果があるので、水系の除染については、除染の対象としていない。また、このことについてはウェブサイトで解説を掲載するなど情報発信をしてきたところという回答でした。

令和8年度の提案素案については、こちらも引き続き重点項目ということで、令和7年度と同文の案が示されております。

次に、項目2についてですが、こちらは放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握することという内容になっております。

こちらに対する国の回答ですが、農水省については、モニタリングについては引き続き実施し、引き続き予算措置をするということと、検査結果については正確な情報提供に努めていくという回答でした。

環境省からは、放射線の影響調査を実施しており、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値となったということですが、今後も調査を継続していくというような回答でございました。

この項目の令和8年度の提案素案としては、こちらも令和7年度と同文の案が示されております。

次に、22ページの項目3ですが、淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について求める内容になっております。

これに対する国の回答としては、農水省からは、淡水魚は体内の塩分を保持する機能が働くため、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいということが分かっている。また、下の太字のところですが、漁業再開に向けて出荷制限の解除が進むよう、関係自治体とよく相談してまいりたいというような回答でございました。

こちらの8年度の提案素案については、令和7年度と同文の案が示されております。放射性物質の汚染については、説明は以上になります。

#### 【立岡会長】

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、意見集約に移りたいと思います。

全内漁管連から提示されております素案に修正を加えない、異議ない旨に賛成の

委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【立岡会長】

挙手全員ということで、そのように取り扱わせていただきます。

ここで1回、ちょっと長丁場になりましたので、10分ほどトイレ休憩を取りたいと思いますので、再開は3時10分からということにさせていただきます。よろしくをお願いします。

( 休 憩 )

【立岡会長】

では、再開させていただきます。

「Ⅵ ウナギの資源回復」から再開したいと思います。事務局、説明をお願いします。

【高山副主査】

では、事務局より資料23ページ、「Ⅵ ウナギの資源回復について」の説明をさせていただきます。

まず左側の令和7年度の提案書趣旨についてですが、ウナギの生態については、まだ多くのことが明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないというところと、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えている。放流用種苗については、現在、大量生産技術の取組をしているところですが、実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であるとしております。

令和8年度の提案素案については、右側の欄になりますが、下線部の箇所、一部文言を修正する内容となっています。

次に24ページになりますが、項目1、こちらシラスウナギも含めてニホンウナギの好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の

構築に係る支援を求める内容になっております。

これに対する農水省の回答としては、「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」を実施している。また、ニホンウナギの実態把握や産卵回遊が期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところという回答でございました。

こちらの令和8年度の提案素案としては、引き続き重点項目として、令和7年度と同文という形で案が示されております。

次に、項目2につきましては、国主導によるシラスウナギの流通の透明化、また、取締機関の連携体制を充実させることを求める内容になっています。

これに対する国の回答としては、農水省からは、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されるということで、現在、利便性が高いトレーサビリティシステムの開発を支援しているというところで回答がございました。

こちらについては、令和8年度の提案素案としては、令和7年度と同文の案が示されています。

次に資料25ページ、項目3になりますが、こちらはシラスウナギの大量生産技術の実用化に向けて、また、社会実装に向けた取組を推進することを求める内容になっております。

これに対する国の回答としては、農水省から、平成26年度から水産庁の委託事業により取り組んできている。水産研究教育機構を中心に静岡、愛知、宮崎、鹿児島で研究機関が入った形のコンソーシアムに取り組んで進めているところという回答がございました。

令和8年度の提案素案としては、令和7年度と同文の案が示されております。

次に、項目4につきましては、こちらはニホンウナギの資源について関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制について一層、推進していく。また、下りウナギの採捕禁止措置など、具体的な対策を図っていくことを求める内容となっています。

これに対する国の回答としましては、農水省から、国際的な資源管理の取組として、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組む。また、シラスウナギの採捕、親うなぎ漁業、また、うなぎ養殖業については、資源管理を三位一体として進めるというような回答でした。

また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種として

のうなぎの増殖義務の履行について」として、技術的助言を発出しているというよう  
な回答がございました。

こちらの項目の令和8年度の提案素案については、令和7年度と同文の案が示されて  
おります。

ウナギについては、説明は以上になります。

**【立岡会長】**

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か御意見、御質問等ござい  
ましたらお願いします。では、吉富委員さん。

**【吉富委員】**

もうちょっと早く質問すべきでしたけど、この回答、状況のところの太字というの  
は、前回から変わった部分なんですか。それか何か重要なポイントとして事務局  
のほうで太字にしたのか。もしこれだけ変わったところがあるとしたら、同文という  
のも少し何か検討しないといけないのかなと思って、まず質問しました。

**【高山副主査】**

事務局から回答いたします。本資料のうち、事務局から説明する箇所について、  
太字に強調表示としております。

**【吉富委員】**

では、実際、変わったところというのはほとんどないのか。もう少し早めにお尋ね  
するべきでしたけど、会長の方から最初、素案とか提案の方の下線と太字の話があり  
ましたけど、回答と状況の方で前回と変わっているところというのはほとんどない  
ということで、同文とかという判断なのではないでしょうか。

**【高山副主査】**

すいません、一部新たな回答等がございましたが、こちらの資料では、前年度から  
の変更箇所をお示ししておりません。

**【立岡会長】**

つまり6年度との比較は、この資料には出ていないという。

**【高山副主査】**

そうです。国の回答の6年度から7年度にかけての変更箇所については、お示しができていないところです。

**【吉富委員】**

どれぐらいの箇所、変更があつて、ほとんど変わっていないということでしたら同文で問題ないと思うんですけども、ちょっと今、休み時間に話していたんですけど、今この時点でお伝えしても間に合うと思いますので、少し気になった点です。

以上です。

**【立岡会長】**

つまり、これは7年度の要望提案に対する国の回答を踏まえた中で、8年度どうしようかというところで、全内から示されたものということで、令和6年度の回答との比較は、ここには反映はされていないということによろしいですね。当然、時点で新しい法律が施行されたり、そうなればそこは加わっているというところだと思いますけども、逆に削除されているところはあるかと思いますが、その対比までは反映はちょっとできていないということだと思います。

**【吉富委員】**

分かりました。今日その辺りの確認というのは難しいと思いますので、また簡単な御説明をいただければと思いました。

**【立岡会長】**

ほかに何かございますか。高井委員さん。

**【高井委員】**

ちょっと教えていただきたいんですけども、25ページのところの4番、下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくことということで、これは水産庁、

ウナギの漁獲抑制などを図っていくということが書いてあるんですけども、これは具体的にはどういう漁業を想定して、下りウナギの禁止措置という話をしているんですか。

【立岡会長】

では資源課、お願いします。

【赤羽班長】

全国の下りウナギの保護については、県域によって対象とする漁業は様々な保護があらうかと思いますが、特に九州、四国を中心として10月頃から2月、3月頃まで、県の委員会指示によって海面、内水面でウナギの採捕を禁止するというので、特定の漁業に限定したものではなくて、県内で広く何か採捕を禁止すると、そういった措置を取っている県域が多くございます。

千葉県につきましては、特に委員会指示等で公的な規制というものは設けておりませんが、利根川のうなぎかま漁において1月から3月まで漁業者の方が自主的に操業自粛を行って、下りウナギの保護に努めている状況です。

【高井委員】

分かりました。どうもありがとうございます。

【立岡会長】

よろしいですか。千葉県はこの27都県の中に含まれており、漁業者の方の自主的な取組で、産卵に向かうウナギの採捕を規制しているということです。

【高井委員】

うなぎ鎌の時期において、自主的な規制を行っているということでしょうか。

【立岡会長】

うなぎ鎌漁の時期にです。

**【高井委員】**

分かりました。

**【立岡会長】**

ほかによろしいでしょうか。

私から1点だけ。24ページ目のところに、今年の12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されるとなっておりますけれども、現状、千葉県の中の法律施行に向けての準備はどうなっているのか。情報として教えていただければと思います。

**【赤羽班長】**

今回、令和7年12月から開始される水産流通適正化制度の導入に向けて、県内のシラスウナギを採捕する漁業関係者、あと、シラスウナギを取り扱う採捕事業者の方に随時、説明会を開催しまして、漁業者や採捕者が行う許諾番号等の伝達や取引記録の作成、保存の具体的なやり方等について理解を促している状況になります。

併せて6月から開始されました採捕事業者等の届出に当たって、県内で申請を受け付けておりまして、現時点でおおむね9割ほど届出の方は完了している状況になっております。

**【立岡会長】**

ありがとうございます。

ほかにも御意見、御質問ございますでしょうか。なければ意見の集約を図りたいと思います。

全内漁管連から提示がありました素案に修正を加えない、異議ない旨に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、素案に修正を加えないということで取り扱わせていただきます。

最後「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について」、事務局より説明をお願いします。

**【高山副主査】**

資料26ページ、「Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について」ということで、こちらにつきましては、まず7年度の提案書の趣旨ですが、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しているということと、また、内水面漁場管理委員会の果たすべき役割は、ますます重要であるということから、各項目を提案する構成となっております。

こちらの趣旨の提案素案につきましては、令和7年度と同文の案が示されております。

続いて、資料27ページの項目1と2ですが、2つを併せて御説明させていただきたいと思えます。

まず項目1については、内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。項目2については、内水面委員会への交付金の維持・確保を図ることを提案する内容となっております。

この2つの項目に対する国の回答としましては、②に書かれていますとおり、内水面漁場管理委員会の役割は、さらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮されていくことが重要だと考えている。内水面漁場管理委員会の運営に必要な交付金についても、引き続き確保に努めていくという回答がございました。

令和8年度の提案素案については、項目1、項目2、ともに令和7年度と同文という形になっております。

説明は以上になります。

**【立岡会長】**

説明が終わりましたので質疑に移ります。何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。特にないようですので意見集約を図りたいと思えます。

全内漁管連から提示がありました素案に修正を加えない、異議ない旨に賛成の委員

の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、素案に修正を加えないということで取り扱わせていただきます。

続きまして、「追加すべき提案項目」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

**【永野副技監】**

全内漁管連から提案の素案のほかに、追加すべき提案項目について併せて照会がきております。

中央省庁に対する提案項目につきましては、平成17年度の14項目から平成27年度は34項目と、増加の一途をたどった経緯がございます。要望内容が膨大になることによりまして、提案の要旨がぼやけてしまい、実効性に欠けるものとなるおそれがあったため、全内漁管連では適宜、見直しを行ってまいりました。その結果といたしまして、令和7年度は36項目となっております。

このような経緯を踏まえまして、千葉県の実状と照らし合わせまして、全内漁管連に広域的に、また、中央省庁に対して新たに追加すべき項目がないと判断いたしまして、事務局の案は提示してございません。

説明は以上でございます。

**【立岡会長】**

事務局の説明が終わりました。事務局からは、新たな提案、追加の項目は想定していないという説明でございましたけども、委員の皆様、何かございますでしょうか。

今でもかなりのボリュームなので、これに追加するのはかなり慎重にという全内からの一つの提示があったわけで、それを踏まえますと、新たな追加は当委員会からはないということにしたいと思っておりますけども、そういうことでよろしければ意見集約を図りたいと思っております。

当委員会として、追加の提案項目は行わないということに賛成の方は、挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、追加項目なしと東日本ブロック協議会の方に回答をさせていただきます。

これにて第1号議案「全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への令和8年度提案項目等について」を終了します。

なお、今回の提案というのは、全内の方から国、中央省庁への要望ということを取り組んでいますけども、全部ではありませんが、県に対する要望と重複するところが結構あるのかなと感じております。全内では来年の夏に受けて、要は令和9年度予算に向けての活動ということになるわけですけれども、県などは今まさに令和8年、来年度予算に向けた予算編成をやっている最中ということもあります。ぜひ今日、出されましたことについて反映できるものにつきましては、できる範囲で、いろいろ制約はあろうかと思えますけども、予算に組み込んでいただければなと思っております。これは要望でございます。

続きまして、第2号議案「東日本ブロック協議会について」事務局から説明願います。

**【高山副主査】**

(朗読)

次ページを御覧ください。10月28から29日にかけて、千葉県で開催される予定のブロック協議会の運営について、御報告をさせていただきます。

資料33ページ、こちらは過去、委員会の方でも進め方についてお諮りさせていただいた内容となりますが、その後、関係機関との調整を経まして、更新した内容となっております。この資料を基に皆様に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1番の会議の趣旨については、こちらは先ほど御審議いただいたとおりでして、全国内水面漁場管理委員会からの国への要望活動に当たって、提案書の内容に

ついて国内を3つのブロックに分けた形で協議会を開催しまして、その内容について課題等について意見交換を行いながら、解決策等を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的とした会議でございます。

主催者としてしましては、全国内水面漁場管理委員会連合会ということで、3の幹事県については、今年度は千葉県が開催の担当県となっております。4の開催日については、10月28日の火曜日から29日の水曜日。5の参集範囲については、北は北海道、南は神奈川県、13都道府県の内水面漁場管理委員会及び事務局職員が出席の予定です。

現在、集計中でございますが、出席人数としてはおおむね40名程度を予定しています。6の来賓ですが、来賓は水産庁からは管理調整課の鶴澤課長補佐に来賓をいただく予定です。千葉県からは農林水産部水産局の石黒局長に御出席をいただく予定となっております。7の会場等につきましては、1日目のブロック会議の開催場所は京成ホテルミラマーレ6階のローズルーム、2日目はバスによる視察で、ホテルから出発しまして印旛沼方面を予定しております。

資料34ページを御覧ください。8の協議会の概要につきましては、まず1日目は会議が14時半から開始の予定となっております。(1)の議題項目としてしましては、本日、御審議いただきました内容ですが、①の中央省庁に対する提案項目案について。また、②はブロック内の照会・協議事項がある場合は、こちらで対応となります。また、③については、次回のブロック会議の開催県について決定をするもので、現在は順番からいきますと、次回は岩手県が開催県ということでお諮りする予定となっております。

(2)の研修としては、情報提供として、①は水産庁管理調整課様から「オオクチバス等に係る防除の指針の改正について」を御講演いただく予定となっております。続いて②番ですが、増殖関係の話題提供ということで、生産技術研究所の中村研究員から「増殖取組事例の紹介」をいただく予定となっております。その会議が終了後、情報交換会を18時から開催予定となっております。場所は、同ホテルの16階「イル・ミラマーレ」という会場で開催予定となっております。県産品の提供ということで、手賀沼漁協産のホンモロコと、あとは木更津おかそだちサーモン、こちらの2品を御提供する予定で準備を進めているところです。

35ページ、2日目の視察につきましては、こちらは簡単にスケジュールを左側にお示させていただいております。視察については、8時15分に京成ホテル前に集合していただきまして、8時半にホテルを出発予定となっております。そこからバスで

移動しまして、9時半に内水面水産研究所に到着しまして、ここでの視察は1時間を予定しております。

(1) 講演としては、「内水面漁業の現状と課題」を漁業資源課様から。また、「内水面に関する試験研究の取組について」を水産総合研究センター内水面水産研究所様からいただく予定となっています。

(2) 施設見学ということで、この内水面研究所内のアユ親魚養成施設、また、ミヤコタナゴの飼育実験室の見学を予定しているところです。

こちらが終わりましたら、またバスで移動しまして、10時45分から11時15分、30分かけて佐倉ふるさと広場で植生帯整備の護岸の視察を行う予定です。こちらのは水草園という施設がありまして、こちらの前で千葉県県土整備部河川環境課様から印旛沼流域水循環健全化計画に関する取組の御説明をいただいた後に、当委員でいらっしゃいます小倉委員様から、水草園におけるNPOいんばの取組事例の紹介をいただく予定となっております。

次に、またバスで移動しまして、11時45分から12時45分、1時間予定しておりますが、印旛沼漁協組合様のレストランで昼食を取る予定となっております。こちらは印旛沼漁協であり、当委員会の委員でもいらっしゃいます出山委員から、印旛沼漁業協同組合のウナギの自営養殖についての紹介をお願いしたいと考えております。

昼食を取った後にバスで千葉駅周辺に移動しまして解散ということで、解散予定時刻が14時頃を予定しております。

以上が2日間の東日本ブロック協議会のスケジュールとなっております。

続いて御説明しますので、36ページを御覧ください。東日本ブロック協議会においては、先ほど会議の会議事項で御説明しましたが、ブロック内で中央省庁への提案項目案以外で照会事項・協議事項についてある場合は、回答を全内漁管連から求められているところです。なので、照会・協議事項等がある場合は、こちらの別紙様式で取りまとめる必要がございますので、今回の議案の中で審議をいただければと思います。

説明は以上になります。

#### 【立岡会長】

ただいま事務局から報告、説明がございました。委員の皆様、何か御意見、御質問

等ございますでしょうか。

当日、東日本ブロック協議会での照会・協議事項ということで全内の事務局からありますけども、それに関する事務局の考え方がありましたらお願いします。

**【永野副技監】**

東日本ブロック協議会を開催するに当たりまして、各県との協議や意見交換する事項がないかということで照会が来ているところですが、ブロック協議会の席上で、他の都道府県さんと意見交換を必要とする項目は、現在の千葉県の状況から見て、ないのではないかとこのように考えてございますので、具体的な事務局案はお示ししてございません。以上でございます。

**【立岡会長】**

東日本ブロック協議会当日、本県の事情をほかの県にいろいろ聞いてみたり、協議してみたいことがあれば、ここで俎上に乗せるということだと思いますが、何か緊急的な議題がありましたら提案いただければと思いますけど、特になければ、本県からは特に提案はないということで回答したいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。では、意見集約をさせていただきたいと思います。

ブロック内照会事項につきましては、特になしということで取扱いたいと思いますが、賛成の委員の方の挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

**【立岡会長】**

挙手全員ということで、うちの県からはなしということで回答をさせていただきます。

次に、第3号議案「その他」ですけども、委員の皆様、何かございますでしょうか。特になければ、本日の議題は全て終了といたします。

次に、会議次第、第5「その他」でございますけれども、皆様から何かございますでしょうか。

特になければ、事務局より事務連絡をお願いします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【立岡会長】

それでは、これもちまして、第5回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会したいと思います。長時間ありがとうございました。

午後3時43分 閉会